

横浜市都市美対策審議会 各部会の開催報告について[公開案件]

<政策検討部会>

○都心臨海部における夜間景観の誘導手法について（審議）（令和3年10月29日、令和4年1月19日）

【資料 政-1】**【付議理由】**

これまで都心臨海部では、景観制度に基づくルールや、歴史的建造物のライトアップ等により、落ち着いたある夜間景観を創出してきた。一方、近年多色 LED 照明やプロジェクションマッピング等の照明技術の進歩、ナイトタイムエコノミーの推進などを背景に、光を使用した大規模な夜間演出イベントが、都心臨海部を中心に増加している。これまでの横浜らしい夜間景観をさらに磨きながら、新しい魅力を創出していくため、目指すべき夜間景観の方向性などを夜間景観ガイドラインとして作成するのに際し、必要に応じて景観計画や都市景観協議の指針等を変更することも視野に、目指すべき方向性や、記載方法等について、お諮りするものである。

【概要】

- ・都市構造をベースとした、横浜らしい夜間景観をより一層魅力的にする。
- ・常時とイベント時、ベースとなる夜景とシンボルとなる夜景等のメリハリをつける。
- ・夜間景観を楽しむための、安全かつ歩きたくなる光環境を整備する。

【結論】

夜間景観の方向性や紙面の構成について、了承する。キャッチフレーズ等、審議会の意見も踏まえて必要な修正を行い、手続きを進めること。

○創造的イルミネーション事業 令和3年度の実験イベントについて（報告）（令和3年10月29日）

【資料 政-2】**【付議理由】**

文化観光局では、令和元年度から、横浜の夜景をさらに魅力的なものとするため、都心臨海部を対象に「創造的イルミネーション事業」に取り組んでおり、令和元年度・令和2年度に引き続き、令和3年度も実験イベント「ヨルノヨ」を実施する。複数の地区をまたぐ大規模な光の演出を伴う内容であり、並行する「都心臨海部における夜間景観の誘導手法について」に関連する実験的な夜景演出となるため、審議会にて演出内容について情報提供を行った。

【概要】

令和3年11月18日（木）～12月26日（日）、17時～21時5分の毎時00分ならびに30分から、新港中央広場、横浜港大さん橋国際客船ターミナル等を主会場に、周辺建造物のライトアップを含む5分間の特別演出を行う。前年度よりエリアやライトアップ施設を増やし、一体感を高めるとともに、前年度とは異なるテーマでの、横浜らしい演出とする。

【結論】

報告のとおり実施する。

○特定都市景観形成行為に関する協議事項及び協議の方針に関する意見について（関内地区都市景観協議地区 中区港町1丁目1番1他）（審議）（令和4年1月19日）

【資料 政-3】

【付議理由】

JR 関内駅前の旧市庁舎街区についてはこれまでも、事業者公募に際した「関内駅周辺地区エリアコンセプトブック」の景観に関する記載や、関内駅前特定地区の景観計画等の変更案について付議しご意見をいただきながら手続きを進めてきた。変更を行った新たな景観計画・景観協議指針の内容に照らし合わせ、都市景観アドバイザー制度を活用しながら協議を進めているが、本計画は特定都市景観形成行為（高さが45mを超える建築物の新築又は移転等）となるため、協議事項及び協議の方針を定めるにあたり、あらかじめ、都市美対策審議会の意見をお聴きするものである。

【概要】

- ・ 中層・高層部：水平ラインによる31mラインの継承。空に溶け込む頂部。
- ・ 夜間景観：頂部への演出照明。行政棟の輪郭を浮き上がらせる落ち着いた夜景。
- ・ 低層部：駅側は、水平ラインによる一体感のある駅前空間を形成。上下階を繋ぐエスカレーターや壁面に斜めの共通のモチーフを採用。ベ이스ターズ通り側の広場に面しては、商業施設やエスカレーター、ガラス素材等により賑わいが見えるように工夫。
- ・ 広場：駅前広場には、レベル差を設け、常時の滞留空間とイベント時のステージ的使い方を想定。
- ・ 歩行者動線：地上と2階レベルに歩行者空間を設け、周辺街区との回遊性を向上。
- ・ 歴史の継承：屋上鉄塔やシンボルツリーの保存活用、陶壁や大階段の移設展示、議場円形照明の復元等。

【結論】

尾上町通側の賑わい形成や、くすのきモール・屋上テラスの在り方など、審議会の意見を踏まえ、計画を進めること。

<景観審査部会>

○海岸通り地区の景観形成について（審議）（令和3年9月6日、令和3年11月29日）

【資料_景-1】

【付議理由及び経緯】

地区計画条例第25条第3項に、「市長が条例第25条第1項の認定、すなわち、建築物等の形態意匠に関する認定をしようとする場合において、規模等に照らし必要があると認めるときは、あらかじめ、横浜市都市美対策審議会の意見を聴くことができる」と規定されている。

本件は、関内地区と新港地区の結節点に位置し、また歴史的建造物である「横浜郵船ビル」が位置していることなどから重要な地区であると考えており、地区計画策定段階の早い段階で景観形成について意見を聴くため、付議を行った。

令和3年9月の部会では、地区特性を踏まえたまちづくりの考え方と景観形成の方針について付議を行い、引き続き協議を進めることとなった地区全体のまちづくりの考え方や形態意匠制限の案について、令和3年11月の部会で付議を行った。

【計画概要】

- ・万国橋通りと海岸通りに面する面積約1.2haの地区計画。中心的な建物は、建築物の高さ約99m（地下1階、地上21階、塔屋）のオフィス及びにぎわい施設。
- ・海岸通りに面した横浜郵船ビルを全館保存し、歴史的建造物の意匠を尊重したコーニスラインによる高層部と低層部の分節や、列柱のスパンに呼応したピロティ部の柱割等、歴史的建造物等の多い街並みに配慮した景観形成を図る。
- ・新築建物の海岸通り側に2層吹き抜けのピロティやガラス張りのエントランスを配置し、より歴史的建造物の存在が感じられ、また人々を海側へ引き込むプロムナードの入り口となる空間を形成するなど、水辺の回遊性や魅力の向上を図る。

【結論】

11月の部会では、「提案内容の方向性は了承する。本日出た意見を踏まえて、建築計画について引き続き検討を行い、市と調整を進めること。」という結論になった。

○山下公園通り地区地区計画区域内の建築物等の計画に対する意見について（審議）（令和3年9月6日）

【資料_景-2】

【付議理由及び経緯】

山下公園通り地区地区計画では、建築物の高さの最高限度を、原則として31m以下としているが、「建築物の形態及び意匠が、周辺の景観や歴史的建造物と調和したものとして、市長が横浜市都市美対策審議会に意見を聴いた上で認めたものであること」その他の条件を満たすことにより、高さ45mまで建築可能としている。

本件は、この「山下公園通り地区 地区計画」区域内の建築物等の計画であり、横浜市が地区計画に適合していることを判断するにあたり意見を聴くため、令和2年9月の部会で付議を行った。その際、ファサードや足元周りの作り方について、計画の骨格的な部分を含め改めて検討を行い再度付議することとなっていた。

【計画概要】

- ・山下公園通りと水町通りに面し、神奈川県民ホールと旧英国七番館の間に位置する、建築物の高さ約45m（地上12階）のホテルの新築計画。
- ・山下公園通り側は、レストランの配置や屋外テラスの設置により、通りの賑わいを創出。県民ホール側の壁面は、道路から6mのセットバックを行う。
- ・敷地の角に向けてファサードの正面を設ける「角入り」のデザインを主体に、3層構成の外観デザイン。基壇部は隣接する歴史的建造物である旧英国7番館との連続性に配慮し、中層部は旧英国7番館の赤レンガを引き立てるよう明度高く、高層部はガラスを用いて軽やかさを演出。

【結論】

提案内容について了承するが、本日出た意見を踏まえて、引き続き市と協議を進めること。

○特定都市景観形成行為に関する協議事項及び協議の方針に関する意見について（関内地区都市景観協議地区 中区本町2丁目16番ほか）（報告）（令和3年9月6日）

【資料_景-3】

【付議理由及び経緯】

都市景観協議地区内では、「特定都市景観形成行為」（関内地区の場合、高さが45mを超える建築物の新築又は移転等）に該当する行為に関し、協議事項及び協議の方針を定めるにあたっては、あらかじめ、都市美対策審議会の意見を聴かなければならないとしている。

本件は、令和3年6月の部会に付議した際、協議事項及び協議の方針については概ね了承を得られたが、建物デザイン、貫通通路出入口周辺の設え、公開空地のつくり方については引き続き協議の中で検討し、報告を行うこととなっていた。

【計画概要】

- ・本町通り沿いに位置する、建築物の高さ約59m（地下1階、地上13階）の商業及び事務所ビルの新築計画。
- ・公開空地及び建物1階を貫通する通路を設け、ゆとりある歩行者空間を創出するほか、空地に面して建物1階部分の店舗の開口部を多く取り、通りの賑わいを創出する。
- ・建物を基壇部、胴部、頂部の3層に分け、基壇部の大きな3つの門構えにより関内地区の歴史的建造物との調和を図るとともに、胴部はガラスを基調に軽やかに仕上げ、頂部は縦ラインを強調したデザインにより三層構成を深めることで周辺の街並みとの調和を図る。

【結論】

頂部のデザインを見直し外壁ファサードについて三層構成の表現を深めたことや、エントランス周りに意匠を加え貫通通路に入りやすい雰囲気としたこと、また公開空地にベンチやパラソルを追加し居心地よい空間を創出したこと等について報告した。

○特定都市景観形成行為に関する協議事項及び協議の方針に関する意見について（みなとみらい21 中央地区都市景観協議地区 西区みなとみらい5丁目1番2ほか）（審議）（令和4年1月14日）

【資料_景-4】

【付議理由】

都市景観協議地区内では、「特定都市景観形成行為」（みなとみらい21 中央地区の場合、高さが100mを超える建築物の新築又は移転等）に該当する行為に関し、協議事項及び協議の方針を定めるにあたっては、あらかじめ、都市美対策審議会の意見を聴かなければならないとしている。

【計画概要】

- ・建築物の高さ約180m（地上29階、PH3階）のオフィス棟と、高さ約31mの美術館棟（約3,000㎡の庭園を併設したゲームアートミュージアム）、地下1階の地域冷暖房プラントの新築計画。

- ・当街区は都市軸であるキング軸とグランモール軸とが交わる街区であり、また地区計画及び「みなとみらい21街づくり基本協定」において街のランドマークとなるような超高層建物を積極的に誘導することが位置付けられている。
- ・隣接街区である53・54街区と呼応した外観デザインや、デッキレベルで高島中央公園と接続するキング軸を中心とした外構デザイン等により、52・53・54街区全体でまとまりある一体的な群造形の形成を図る。

【結論】

申出者の考え方に対する市の協議事項及び協議の方針については概ね了承するが、ゲームアートミュージアムとキング軸との関係、オフィス棟の頭頂部の象徴性及びファサードの圧迫感低減、バリアフリー動線の明瞭化については、今回出た意見をふまえて引き続き協議の中で検討し、今後報告すること。

<表彰広報部会>

○第10回横浜・人・まち・デザイン賞まちなみ景観部門応募案件審査について（審議）

【資料_表-1】

【付議理由】

横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例では、魅力ある都市景観の創造に特に著しい功績のあったものに対し、表彰を行うことができるとされている。これに基づき、横浜まちづくり顕彰事業実施要項において「横浜・人・まち・デザイン賞」を設置し、そのうち「まちなみ景観部門」の審査選考については、都市美対策審議会表彰広報部会が行うものとされている。

令和3年12月8日の部会では、令和3年5月から6月にかけて募集のあった79件のうち16件の現地調査を実施し、令和3年12月21日の部会では、表彰対象の決定にあたり付議を行った。

【結論】

第10回横浜・人・まち・デザイン賞まちなみ景観部門について、表彰対象を決定した。

- ・馬場花木園と旧藤本家住宅（鶴見区）
- ・藤棚デパートメント（西区）
- ・横浜ベイコート倶楽部 ホテル&スパリゾート/ザ・カハラ・ホテル&リゾート 横浜（西区）
- ・横浜市役所の水辺テラスとさくらみらい橋（中区）
- ・元町パークレット（中区）
- ・UNIQLO PARK 横浜ベイサイド店（金沢区）
- ・YOKOHAMA BAYSIDE BLUE（西区～中区）